

2026 年度 入学者選抜 学力検査や試験問題の内容（法学研究科）

1) 修士課程 第Ⅰ期 選抜試験（一般/社会人特例）問題

⇒ 志願者なしのため、公開していない。

2) 修士課程 第Ⅱ期 一般選抜試験問題・解答例・出題意図

⇒ 別紙のとおり試験を実施した（社会人特例選抜の志願者なし）。

3) 博士課程 一般選抜 試験問題・解答例・出題意図

⇒ 別紙のとおり試験を実施した（社会人特例選抜の志願者なし）。

令和 8 年度 大学院法学研究科修士課程第Ⅱ期試験問題

【法律学専攻】

試験科目	憲法
------	----

【六法（判例の記載されていないもの）の参照】

☒ 許可 ・ ☐ 不許可

問 1 名誉権の侵害を理由とした出版物の事前差止めの当否について、主な学説および最高裁判所の判例に触れながら論じなさい。(50 点)

〔出題意図〕

出版物の事前差し止めについて、表現の自由を定める憲法 1 条 2 項の検閲に当たるかどうか、検閲に当たらないとしても表現の自由の事前抑制禁止との関係でどのような問題があるかについて、学説及び判例に基づいて説明することが期待される。

〔解答例〕

憲法 21 条は 1 項で表現の自由を保障しており、2 項では検閲を明示的に禁止している。出版物の事前差し止めが憲法 21 条 2 項にいう検閲に当たるかどうか、また検閲に当たらないとしても同条 1 項で定められた表現の自由に対する侵害にならないかが論点となる。

検閲の概念は、学説においては大きく広義説と狭義説がある。広義説は、検閲の概は広く事前抑制一般を含み、プライバシー侵害や名誉毀損など権利侵害的な表現については例外的に検閲が認められる場合があるとする。他方、狭義説は、行政権によって行われる表現の事前規制を検閲と呼び憲法上絶対的に許されないとする一方、行政権以外によって行われる事前規制については 21 条 1 項にもとづく表現の事前抑制禁止原則の問題として考えるべきであるとする。

この点につき判例は、検閲の概念を極めて狭く定義している。税関検査事件最高裁判決（最大判 S 59・12・12）は、憲法 21 条 2 項に言う検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、当該表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上で、不適当と認めるものの発表を禁止することであるとした。この最高裁の定義は、表現物の内容や審査目的に触れるなど、狭義説よりも狭いものとなっている。

表現の事前差し止めが検閲に当たらない場合であっても、憲法 21 条 1 項にとの関係で事前抑制禁止原則に抵触しないかが問題となりうる。本問のよう

な名誉権の侵害を理由とした出版物の事前差止めの仮処分を裁判所に求めた事例として、北方ジャーナル事件（最大判S61・6・11）がある。この事件で最高裁は、前述の税関検査事件最高裁判決を引用して、裁判所が命ずる仮処分による事前差し止めは検閲には当たらないとしたものの、表現の事前抑制そのものであるから、厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容されうるとした。その上で、公職選挙の候補者に対する批評等の表現行為の場合は一般に公共の利害に関する事項であるため当該表現行為に対する事前差止めは原則として許されないが、①その表現内容が真実でなく、又は専ら公益を図る目的でないことが明白であり、かつ、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に差止めが許されるとした。

表現の事前差止めが問題となる事例は公益性ある表現の場合に限られないが、表現への事前抑制は強度の萎縮効果を生むことから、そのその合憲性の判断に当たっては厳格な審査が行われる必要がある。

問2 衆議院の解散の憲法上の根拠について説明した上で、解散権行使の憲法上の限界について、主な学説に触れながら論じなさい。(50点)

[出題意図]

衆議院の解散の根拠に関する学説および関連する判例を整理した上で、解散権の限界についての学説を説明することが期待される。

[解答例]

衆議院の解散とは、憲法で定められた4年の任期の満了前に衆議院議員全員の地位を失わせることをいう。日本国憲法は第7条3号で天皇の国事行為の一つとして衆議院の解散を挙げ、また69条では、衆議院で内閣不信任決議等がなされた場合の衆議院解散を定めている。

憲法は衆議院の解散の主体について明示的な定めを置いていないが、解散の実質的な主体が内閣である点については、学説上も争いがない。ただし、その憲法上の根拠がどこにあるかについては、いくつかの説がある。

憲法制定当初は、衆議院解散を69条の場合に限定する説（69条限定説）も唱えられたが、現在は69条非限定説が通説である。7条3号に根拠を求める説（7条説）は、天皇の国事行為に助言と承認を与える内閣が、解散の実質的決定権を有すると解する。この見解によれば、解散は69条の場合に限定されないことになる。実際の運用でも、戦後行われた衆議院の解散のうち69条による解散は4回のみでそれ以外の解散はすべて7条3号に基づいて行われており、解散権の行使は69条に場合に限定されていない。

天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認を儀礼的行為に対する形式的手続

とみる場合、国事行為を定めた7条は衆議院解散の実質的根拠にはなりえないことになる。そこで、解散権の根拠を三権分立の下での議院内閣制という制度から導き出す説（制度説）と、行政概念についての控除説に立ち、解散権の行使が立法作用でも司法作用でもないことから衆議院の解散を憲法65条の行政に根拠づける説（65条説）が唱えられている。

判例においては、苫米地事件最高裁判決（最大判S35・6・8）は統治行為論を採用し内閣による衆議院解散権行使について憲法判断を回避したが、原審である東京高裁判決（東京高判S29・9・22）は解散を69条に限定しない立場を採った。

解散権の行使が内閣不信任の場合に限定されないとの立場においても、解散権の行使が無制限に認められるものかどうかについては議論の余地がある。学説においては、内閣による恣意的解散への警戒から、解散権行使の限界が論じられてきた。衆議院解散は①衆議院で内閣の受容案件が否決され又は審議未了となった場合、②政界再編等によって内閣の性格が基本的に変った場合、③総選挙で争点になっていなかった新しい重大な政治的課題に対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合、⑤衆議院の任期満了時期が接近している場合、に限り行うことができ、内閣の都合や党利党略での解散は不当であるとする学説は、その代表的なものである。もっとも、このような主張は法的な限界というよりも、憲法習律上の限界または政治的限界ととらえるべきである。

以上

令和 8 年度 大学院法学研究科修士課程第Ⅱ期試験問題

【法律学専攻】

試験科目	民法
------	----

【六法（判例の記載されていないもの）の参照】 ☒ 許 可 ・ ☐ 不 許 可

日本民法学における外国法研究の意義を、あなたの研究対象に即して論ぜよ

【出題の意図】

唯一の受験者が博士後期課程進学及び研究者志望とのことだったので、そのことを視野に民法研究の基礎的な知識と素養の有無を問う問題として出題した。主たる評価のポイントは、①日本民法学における外国法の意義と②自らの研究対象について正確な理解である。論理的思考や文章構成力は、修士論文作成の前提として、すでに十分存在することを前提に減点要素とした。

まず、①については、西洋法を継受した日本法の特徴、とりわけ日本民法典の成立における外国法の役割について認識できているか、その後の学説継受とその批判という民法学史全体の理解があるか、そして現状における外国法研究の意義についてバランスの取れた立場を示せているかを求めている。当然、日本民法についての比較法的認識が十分でなかったり、民法研究における外国法の意義について十分な認識でなかったりすれば、低い評価となる。

次に、②のポイントは、①を前提としたうえで、自らが研究対象として選んでいる領域の判例・学説上の現在地とそこでの外国法研究の意義を論じられているかが重要である。分野ごとに外国法が持つ役割は異なるし、その要因も様々である。それらの認識がしっかりできているかは、当該分野を研究対象とする以上は、しっかりと持っていなければならない。通り一遍の学説状況のまとめではなく、一歩踏み込んだ考察が研究能力の証明としても欲しいところである。もちろん、特定の外国法を念頭において、それを用いて新しい視覚からのアプローチが提示されていれば、なおよい。

【解答例】*

* 3 以下は、受験者が**契約責任**を研究領域として選択した場合を念頭に置いている。また、現時点では、研究対象として、具体的な論点を絞り込んでいないことも前提である。

1. はじめに

日本民法学において外国法研究は、単なる参考資料の収集ではなく、日本法の形成・解釈・批判・再構成に不可欠な方法論的基盤として機能してきた。とりわけ、日本民法は近代西洋法の継受を通じて成立した法体系である以上、その理解のためには外国法との関係を避けることができない。まず日本民法学一般における外国法研究の意義を概観した上で、私の研究対象である契約責任論を素材として、その現代的意義について検討する。

2. 日本民法学における比較法の位置づけ

まず、日本民法典の成立過程そのものが外国法継受の歴史であった。旧民法においてはフランス法の影響が強く、その後の民法典制定過程ではドイツ法学の体系性が強い影響を与えた。このように、日本民法は固有法として自然発生的に形成されたものではなく、比較法的検討を経て構築された法体系である。そのため、日本民法学における法解釈は、条文文言のみならず、その背後に存在する外国法由来の制度趣旨や概念構造を理解することを不可欠の前提としてきた。次いで、民法典制定以降、特にドイツ法の影響が増していき、いわゆる学説継受と呼ばれる現象が生じた。特にドイツ法学から導入された法律行為論、権利濫用論、債務不履行論などは、日本法学に大きな影響を与えている。

また、戦後の民法学においても、外国法研究は学説形成の中核を担ってきた。引き続き、ドイツ法の強い影響を受けつつ、民法典制定史への関心からフランス法の復権が星野英一を中心として進められていく。もちろん、単なる外国理論の輸入に対する批判も存在した。すなわち、日本の社会構造や裁判実務と切り離された抽象理論の継受は、かえって日本法の実態理解を妨げる危険を有するという批判である。この点からすれば、外国法研究は「模倣」のためではなく、日本法を相対化し、その特徴と問題点を明らかにするための営みとして位置づけられるべきである。

もっとも、現代における外国法研究の意義は、単なる継受論を超えている。グローバル化の進展に伴い、国際取引や越境的経済活動が一般化した今日では、各国法秩序の比較検討は実務上も不可欠となった。また、情報化社会やプラットフォーム経済など、新しい社会問題に対して日本法が明確な解決原理を十分に有していない場合、外国法は重要な示唆を与える。したがって、外国法研究は、日本法の歴史的 understanding のみならず、将来的法形成のための知的資源としても重要性を有している。

3. 契約責任論における比較法の意義

以上を前提として、私の研究対象である契約責任論について検討する。

日本の契約責任論は、従来、ドイツ法学の強い影響の下で展開されてきた。特に、戦前以来の伝統的学説では、債務不履行責任と瑕疵担保責任を区別する体系が採用され、その理論的基礎にもドイツ法由来の概念構成が色濃く反映されていた。しかし、2020 年民法改正では、「契約不適合責任」という形で体系の再編が行われ、従来の特別責任としての瑕疵担保責任は、契約責任体系へ統合される方向性が採用された。

この改正過程においても、外国法研究は重要な役割を果たした。特に、ドイツ法における給付障害法改革や、ウィーン売買条約（CISG）における統一的契約責任モデルは、日本法改正に大きな示唆を与えている。従来の日本法では、「瑕疵」概念を中心とした形式的判断が重視されていたが、現代的契約責任論では、契約内容への適合性という観点から当事者の合理的期待を重視する方向へ転換が進んでいる。このような転換は、単に外国法を模倣した結果ではなく、日本法の実務的課題に対応する中で、比較法的知見が活用された例であると考えられる。

もっとも、外国法理論をそのまま日本法へ導入することには慎重であるべきである。例えば、ドイツ法の契約責任体系は、強固な概念法学的基盤と判例蓄積の上に成立しており、日本の裁判実務や取引慣行と必ずしも一致しない部分がある。そのため、外国法研究において重要なのは、制度の表面的理解ではなく、その背後にある法文化・裁判制度・社会構造を含めた総合的理解である。

私は、今後の契約責任論研究においては、ドイツ法のみならず、英米法や国際統一法も視野に入れる必要があると考えている。特に、英米法における契約解釈論や remedy 論は、日本法が従来十分に検討してこなかった視点を提供し得る。比較法研究を通じて日本法を相対化することで、日本法固有の特徴や限界をより明確に把握することが可能になるだろう。

4. 結論

以上のように、日本民法学における外国法研究は、日本法の歴史的形成を理解するためのみならず、現代的課題に対応し、将来的法形成を構想するためにも重要な意義を有する。そして、個別分野の研究においても、外国法研究は単なる知識の付加ではなく、日本法を批判的・創造的に検討するための不可欠の方法論であると考えている。

令和 8 年度 大学院法学研究科修士課程第 II 期試験問題

【法律学専攻】

試験科目	刑法
------	----

【六法（判例の記載されていないもの）の参照】

（許可）・不許可

次の設問の中から二問を選択して答えてください。

- ①積極的加害意思の概念とその是非について説明してください。
- ②不能犯と未遂犯の区別について説明してください。
- ③名誉毀損罪（刑 230 条）における真実性の誤信の処理について説明してください。その際、真実性の証明（刑 230 条の 2）の法的性質について必ず言及してください。
- ④事後強盗罪（刑 238 条）における、後行する暴行からはじめて関与した中途介入者の刑事責任について説明してください。その際、事後強盗罪が身分犯か結合犯かについて必ず言及してください。

①積極的加害意思の概念とその是非について説明してください。

【出題意図】

積極的加害意思は、正当防衛における重要論点であり、判例も蓄積されているうえ、学説も様々なものが展開されている。本問の出題意図は、刑法の重要問題に関する基本的な知識と私見に至る理論構成力を測ることにある。

【解答例】

正当防衛において、不正な侵害を防衛者が予期し、それに備えたうえで迎撃に出ていた場合に、正当防衛の急迫性要件を認めうるかが問題とされる。

これにつき、判例は、積極的加害意思の有無による判断基準を採用している。具体的には、中核派に属する被告人らが、対立する革マル派の学生らを殺傷する目的で凶器を持って集合し、押しかけてきた革マル派の学生らを滅多打ちにして撃退後、バリケードを築いて、再び押しかけてきた革マル派の学生らにバリケード越しに応戦した事案について、最高裁は、ほとんど確実に侵害が予期されたとしても直ちに急迫性が失われるわけではないが、その侵害を避けなかったにとどまらず、その機会を利用し積極的に相手に対して加害行為をする意思、すなわち積極的加害意思をもって侵害に臨んだときは、もはや急迫性要件をみたさないと判示して、正当防衛を否定している。

学説上は、積極的加害意思の採否を巡って対立がある。積極的加害意思を容認する学説は、積極的加害意思という主観的要素が急迫性要件に関連することを認めるが、その根拠については、内部で、違法二元論を前提に、急迫性要件が客観的かつ主観的な要件であることを肯定する立場、結果無価値論を前提に、利益衝突状況を合理的に回避するためには主観を考慮することもやむを得ないとする立場、緊急状況性が失われるとするなどとして、正当防衛の制度趣旨に根拠を求める立場などが対立している。また、積極的加害意思を欠く場合に正当防衛不成立を認めるものの、それは急迫性ではなく防衛の意思の要件を欠いているからであるとする論者もある。

思うに、不正の侵害者の法益であっても、それを可能な限り保護することが望ましい。従って、被侵害者には、正当な利益を犠牲にしない限度において、侵害の事前回避が義務づけられており、事前に回避すべき状況にもかかわらず、回避されずに現実化した不正の侵害は、もはや私人の実力行使を正当化するような状況とは言えないから、正当防衛の成立が排除されるべきと考える。このように、侵害回避を被侵害者すなわち防衛者に義務づけるべきかを、実質的な観点から判断する立場（侵害回避義務論）によるならば、敢えて、積極的加害意思という主観的要素を、客観的であるべき正当防衛の急迫性の判断に用いる必要はないと考える。

以上

②不能犯と未遂犯の区別について説明してください。

【出題意図】

不能犯と未遂犯の区別は、未遂犯論における重要論点であり、判例も蓄積されているうえ、学説も様々なものが展開されている。本問の出題意図は、刑法の重要問題に関する基本的な知識と私見に至る理論構成力を測ることにある。

【解答例】

犯罪の実行に着手したが、行為の性質上、その方法によっては結果発生が不可能なもの（方法の不能）、または行為の客体が存在しないため結果発生が不可能なもの（客体の不能）は、不能犯として構成要件該当性が否定され、未遂犯とはならない。この不能犯と未遂犯を、どのような基準によって区別するかは問題となる。

判例は、実際には結果発生が不可能であったとしても、行為時において、一般人が認識し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎として結果発生の可能性を判断すべきとの立場を採っている。具体的には、他者により寸前に殺害された死者を生者と認識して、胸部に日本刀を突き刺して殺害しようとした被告人について、行為時に被告人が被害者の生存を信じ、一般人もその死亡を知り得なかったことを根拠に、殺人の不能犯ではなく未遂犯の成立を認めている。ここでは、危険性の判断基準を行為時としている点が重要である。

学説は、判例と同様、行為時において行為者が特に認識していた事情、および一般人が認識しえた事情を判断資料とし、行為時に一般人の観点から、そのような行為がなされたならば構成要件の実現が一般に可能であったか否かを問い、可能であれば未遂犯、不可能であれば不能犯とする具体的危険説が通説的地位にある。これに対し、古い客観説は、一般的に犯罪実現が不能な絶対的不能について不能犯とし、特別な事情のために不能な相対的不能を未遂犯とするが、絶対的不能と相対的不能の区別が不明確との批判がある。そこでこれを修正し、客観的全事情を判断資料として、現実が存在した事実の代わりにいかなる事実が存在すれば科学法則上結果が発生するかを問い、科学的一般人の観点から、仮定的事実がどの程度存在しえたかを基準として危険性を判断し、危険があると言える場合には未遂、言えない場合には不能犯とすべきとする、修正された客観説が近年有力となりつつある。

思うに、修正された客観説は、客観的全事情を判断資料とする点で、事後的判断、すなわち客観的な結果発生後の危険性判断を自ずと採用することになるが、事後的に見れば、既遂に至らなかった未遂はすべて不能犯とする余地を生じるうえ、そもそも未遂犯の危険性は行為時判断によるべきであるとの立場からは採用しがたい。具体的危険説を指示する。

以上

③名誉毀損罪（刑 230 条）における真実性の誤信の処理について説明してください。その際、真実性の証明（刑 230 条の 2）の法的性質について必ず言及してください。

【出題意図】

真実性の誤信は、刑 230 条の 2 の法的性質、それに関する錯誤の 2 段階の論点で構成されている。本問の出題意図は、複数論点の処理を正しく行えるか、その構成力を測ることにある。

【解答例】

行為者が事実を真実と信じて摘示し名誉毀損に出たものの、その事実が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められ、さらに真実であることの証明に成功したならば、刑 230 条の 2 により「これを罰しない」とされる。もっとも、行為者が事実を真実と誤信し、真実性の証明に失敗した場合に、刑 230 条の 2 を適用しえないが、これをすべて名誉棄損罪として処罰すべきか争いがある。

判例は、真実性の証明に失敗したとしても、行為者が事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、名誉毀損罪が成立しないとする。学説の多くも判例の結論を支持するものの、どのような理論構成によってその結論が導かれるかを巡っては対立がある。

そもそも、刑 230 条の 2 の法的性質についても争いがある。処罰阻却事由説は、事実を摘示して人の名誉を毀損した以上は名誉毀損罪が成立するが、事実が真実であることの証明があったことを条件として処罰が阻却されるとする。違法性阻却事由説は、同条をプライバシー権と表現の自由の調和を図るものと解し、法益権衡によって違法性が阻却されるとする。

思うに、処罰阻却事由説を採ると、真実性の誤信について名誉毀損罪の成立を一切妨げられないため、表現の自由への過度の規制となるおそれがあり支持しがたい。これに対し、違法性阻却事由説によれば、真実性の誤信について、誤想防衛と同様の違法性阻却事由の錯誤として処理することになるが、錯誤の処理の過程で救済の可能性があるため、基本的には妥当と考える。違法性阻却事由の錯誤の処理については、事実の錯誤の問題として一律に故意を阻却すべきとする制限故意説、法律の錯誤の問題として相当の理由ある場合に責任を阻却すべきとする厳格責任説などが対立している。軽率に違法性に関する錯誤に陥った場合にまで救済すべきではないことから、厳格責任説を支持する。

結論として、真実性の誤信については、事実を真実と誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由がある場合に限り、責任が阻却され不可罰となる。これは判例の結論と同一である。

以上

④事後強盗罪（刑 238 条）における、後行する暴行からはじめて関与した中途介入者の刑事責任について説明してください。その際、事後強盗罪が身分犯か結合犯かについて必ず言及してください。

【出題意図】

事後強盗罪の中途介入者の処理は、事後強盗罪の法的性質、それに関する中途介入の処理の 2 段階の論点で構成され、法的性質の結論によって中途介入の処理が大きく異なる。本問の出題意図は、複数論点の相関関係を正しく理解して答案を構成できるかを測ることにある。

【解答例】

事後強盗罪については、これが身分犯か結合犯かを巡って対立がある。

これに関する判例は乏しく、下級審では事後強盗罪を身分犯としたものが複数見られるものの、真正身分犯とするものと不真正身分犯とするものが混在しており、必ずしも統一されていない。

一方、学説上は、結合犯説も主張されている。本説によれば、事後強盗罪は、窃盗罪と暴行罪ないし脅迫罪との結合犯と解される。これにより、暴行からの中途介入者は、結合犯の後行行為のみの関与者となるため、先行者の窃盗という先行行為を承継した、事後強盗罪全体の承継的共犯の罪責に問われることとなる。

他方、身分犯説は、窃盗に着手した先行者を窃盗身分ある者とし、窃盗身分者が暴行・脅迫に出た場合に事後強盗罪が成立すると解する。もっとも、本説は内部でさらに、身分犯に関与した窃盗身分なき中途介入者の処理を巡って、真正身分犯説、不真正身分犯説に分かれる。前者は、事後強盗罪を刑 65 条 1 項の身分犯とし、中途介入者を「身分のない者であっても、共犯とする」すなわち事後強盗罪の共犯とする。後者は、事後強盗罪を同条 2 項の身分犯とし、中途介入者を「身分のない者には通常の刑を科する」すなわち暴行罪の共犯とする。

以上いずれが妥当であろうか。思うに、刑 238 条の「窃盗が、財物を得て」との法文中の「窃盗」は、窃盗の実行行為というより窃盗犯人すなわち窃盗身分者と解するのが自然であろう。また、結合犯説のとり承継的共犯との結論についても、後行行為が先行行為に遡って因果関係を有することになるから妥当でない。さらに、事後強盗罪では、窃盗身分なき者の「通常の刑」として、暴行罪、脅迫罪を観念することができるから、身分なき中途介入者には刑 65 条 1 項ではなく 2 項を適用すべきで、従って事後強盗罪は不真正身分犯と解すべきである。

結論として、事後強盗の後行する暴行のみの中途介入者は、事後強盗罪ではなく暴行罪の共犯の罪責に問われる。

以上

2026年度 大学院法学研究科 博士(後期)課程政治学専攻 入学試験問題

外国語

英語

以下の英文を和訳せよ。この英文は、1970年代半ばから80年代にかけての日米関係を論じたものである。

* 問題本文は著作権法上の理由からホームページに掲載することはできません。以下の出典をご参照いただくか、法学研究科事務窓口（法学部事務室）にて閲覧してください。

出典：Ezra F.Vogel, Yuan Ming and Tanaka Akihiko(ed), The Golden Age of the U.S.-China-Japan Triangle, Harvard University Asia Center, 2002, pp.169-171

(出題意図)

本学大学院法学研究科博士課程政治学専攻の出題者が、入学後に各種の政治学の授業科目を履修した時の英語のテキストでの学修や、また博士論文を作成するにあたっての必要な文献読み込みに支障がない水準の読解能力を問う問題である。また、問題の内容に関して言えば、1970年代初頭に「ニクソン・ショック」によって軋轢が生じた日米両国が、70年代後半、安全保障面に先んじて国際経済面で緊密な協力関係を構築していった経緯を把握していれば、読解は比較的平易なものと考えられる。

(解答例)

解答例は著作権法上の理由からホームページに掲載することはできません。上記出典をご参照いただくか、法学研究科事務窓口（法学部事務室）にて閲覧してください。